

第 4 0 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 2 年 9 月 1 1 日 (金)

午前 1 0 時

と ころ 大会議室

付議事項

- 1 要望書（新型コロナ及び熱中症対策について）について・・・資料 1

- 2 陳情書の取下げについて・・・資料 2

- 3 市議会議員の発言について

- 4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（お願い）

- 5 山陽小野田市議会基本条例について

- 6 その他

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

2020年9月3日
山陽小野田生活と健康を守る会
会長 中島 好人

新型コロナ及び熱中症対策について

猛暑厳しい折、日々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナ感染のクラスター発生以降、市内では日々新たな新型コロナ感染者が増え続けており、市民のあいだに不安が広がっています。

特に最近の新型コロナ感染拡大の大きな特徴として「無症状の感染者」による感染拡大の傾向があり、厚労省も最近の新型コロナ感染拡大を受け、地方自治体や医師による独自の判断でのPCR検査や濃厚接触者に限らず「感染震源地」対策として職場や地域での面的なPCR検査も行えるように方針を大きく変えてきています。東京都千代田区や世田谷区のように自治体独自の新型コロナ対策が重要となっています。下記事項について検討・実施されるよう要望します。

記

- 1、掛かり付け医の判断でPCR検査が受けられるようになったとはいえ、市内の開業医による発熱外来やPCR検査が簡単には受けられない実態があります。発熱外来行う病院・診療所を市民にPRし、保健センターでの発熱外来の再開とともに、開業医と連携して市民病院でのPCR検査が率先して実施できる体制整備に、市が明確な方針を持って取り組むこと。
- 2、市内でのクラスター発生以後、日の出地域における飲食関係の全従業員へのPCR検査が実施されましたが、一部に情報が行き届かずPCR検査にもれた方がおられますし、従業員の家族は除外されています。また児童生徒の感染による学校現場でのPCR検査も、感染した子どもとの「濃厚接

触者」に限定されています。市が独自に対象家族や全生徒・教職員等へのPCR検査を行うこと。

3、市が独自に病院、学校、保育所・幼稚園や介護・福祉施設及び多くの市民と日常的に接触する市役所の職員に対して、定期的なPCR検査が実施できるようにすること。

4、この猛暑の中、子どもたちが小学校に登下校しています。登下校の際に「日傘」をさすことでソーシャルデスタンスが守られ、熱中症予防にもなると改めて注目されています。しかし小学校低学年の子どもたちへの使用禁止措置など社会的に論議がされています。保護者への理解も含めて小学生の登下校時の日傘の使用について十分検討すること。

5、9月議会が始まりました。「三密を避ける」等の理由で「一般質問の自粛」が再び決定されました。そうであれば議員と執行部参与には市が独自にPCR検査を実施し、安心して議会活動が行えるように保証すること。それは議会を招集し、議案を提案し、議案審査を要請する藤田市長の責任ではありませんか。

6、スティホームが強調される中、家にいる高齢者等がエアコンがあっても熱中症にかかり、救急搬送される事例が後をたちません。電気代の節約や故障したエアコンの修理ができないなどの理由でエアコンを使わないためですが、この猛暑の中、家にいることによるリスクが逆に高まっており、新型コロナ対策としても高齢者世帯等に対する電気代やエアコン修理代に充てる夏季手当等の支給を行うこと。

7、特に生活保護世帯では夏季手当が廃止されたために、エアコンがあっても電気代が高いためエアコンを使えない家庭があります。逆に家の中にいることにリスクが高まっている猛暑の中、生活保護世帯への市独自の夏季加算を行うこと。

以上



令和2年9月2日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

陳情者

小野田 3929 シエロピノコーダ C-202

樋口晋也

陳情取り下げ書

令和2年8月26日に小野市議会議長あてに提出いたしました、「山田伸幸議員の政治倫理条例違反嫌疑の調査、及び議会による政治倫理勉強会開催を求める」陳情書につきまして取り下げをいたします。

理由

9月1日の市議会全員協議会の場において山田議員が自ら非を認め謝罪したことによって、市議会の自浄作用が機能することが証明されたことにより本件陳情の必要性が無いと認められたため。

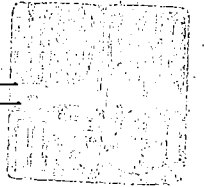
以上



山 総 第 2 2 8 2 号
令和 2 年 (2020 年) 8 月 2 1 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二



市議会議員の発言について

市議会議長におかれましては、二元代表制の一翼を担う市議会の代表者として、議会運営はもとより市勢発展や市民福祉の向上に御尽力されていることに対しまして深く敬意を表します。

さて、選良たる市議会議員の本会議や委員会等の公式の場における発言は、非常に重く、かつ、責任を伴うものと認識しており、私たち執行部も市議会議員の皆様に対する発言には一層の慎重を期すよう注意しております。

しかしながら、去る 8 月 7 日の 8 月臨時会本会議において、山田伸幸議員は、その討論中に「藤田市長と兄弟で並んで記者会見する様子には違和感を感じたなどの声が聞こえました」と発言されました。これは、議案に対し賛成も反対も促すものではなく、何ら討論とは関係のない不適當な発言であり、当事者を不快にさせるものであります。

上記の理由により、市議会議員の皆様に対し、本会議や委員会等の公式の場における発言については、今後も品位を保持し、責任ある発言をされることを強く指導していただきますようお願い申し上げます。



市議会事務局長 各位

全国市議会議長会
事務総長 滝本純生

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について（お願い）

平素、本会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般 6 月 30 日に開催された本会理事会においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、各市議会が地方税財源の確保を求める意見書を採択、国会・政府に提出いただくことについて、ご了承を得たところであります。

その後も、感染症の世界的な蔓延は続き、国内でも「緊急事態宣言」解除後、再び感染者数が急増する傾向にあるなど、依然として先行きが見通せない状況にあります。

社会経済活動は段階的に回復されつつあるものの、本年は大幅な GDP の落込みが確実視されるなどわが国経済への影響は甚大であります。

これに伴い、すでに説明しているとおり、本年度及び来年度の地方財政も地方税・地方交付税の減収などにより巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい事態に陥ることが予想されます。

そのような中、今後、中小企業対策として、固定資産税の政策減税の対象に、「家屋」「償却資産」に加えて「土地」を追加することや、人口 30 万人以上の都市等に認められている事業所税まで軽減対象とする議論が生じることが想定され、大変懸念するところであります。

本来、中小企業対策は、まずは国の責任において、歳出予算や国税でもって対応すべき性格の課題であります。

特に、固定資産税は、市町村税の極めて重要な基幹税であります。中小企業対策として広く「土地」を対象にする政策減税はこれまで例がなく、地方税収の大幅な減収が予想される中、制度の根幹に影響する見直しは到底容認することはできません。

各市議会におかれましては、6 月 30 日付け全議 K 第 3 号による野尻会長からのお願いに基づき、意見書の採択等に向けて諸準備を進めていただいているものと存じますが、上記のような情勢に鑑みまして、9 月議会において確実に意見書を採択していただきませう、重ねてお願い申し上げますとともに、時間が許す場合には、意見書の採択・提出にあたり、すでにご提示している別添意見書ひな型案の修正部分（赤字）を反映いただけないか、格別のご配慮を賜ることができれば幸甚でございます。



なお、意見書を採択・提出していただきました議会におかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、本会ホームページ「全国市議会議長会メンバーのページ（議会事務局の方）」→「オンライン調査・回答システム」→「意見書・決議ボックス」に入力していただきますよう、お願い申し上げます。

連絡先 全国市議会議長会
政務第一部 伊藤
TEL 03-3262-5235

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書 (案)

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがずに影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を含め問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿

内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

財務大臣 〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

経済再生担当大臣 〇〇 〇〇 殿

まち・ひと・しごと創生担当大臣 〇〇 〇〇 殿